RE-Usersオンラインセミナー

実務対応報告公開草案第70号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」について

2025年9月

企業会計基準委員会 専門研究員　早野　真史

おことわり

- 本資料の意見にかかる部分は、発表者個人の見解であり、企業会計基準委員会（ASBJ）の公式見解ではありません

- 本資料の無断転載は禁止されています

- 本資料は2025年9月19日時点の状況に基づいて作成しています。本資料は現在検討中の内容を含むため、最終的な会計基準等の取扱いとは異なる可能性がある点にご留意ください

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

1 企業会計基準委員会（ASBJ）について

1．企業会計基準委員会（ASBJ）について

民間の会計基準設定主体

- 公益財団法人 財務会計基準機構（FASF）内に設置
  - 会員数　法人会員4,068法人、個人会員196人（2025年8月31日現在）
- 設立団体（※）による支援

  （※）日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、全国証券取引所協議会、日本証券業協会、全国銀行協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本商工会議所、日本証券アナリスト協会
- 2001年7月の発足以来、内外の環境変化に対応して会計基準の開発及び国際的な会計制度への貢献に取り組む
  - 基本理念：「公正性」「透明性」「独立性」
- 所定のデュー・プロセスに基づき開発した会計基準は、金融庁長官の告示により、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

2．財務会計基準機構（FASF）の構造

委員等の選任

評議員会
11名

理事会
19名

監事
2名

選任

選任

選任

サステナビリティ
基準諮問会議
14名

企業会計基準
諮問会議
19名

提言

提言

その他の委員会

- 委員推薦・評価委員会
- 適正手続監督委員会
- 業務推進委員会

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）

- 委員13名（常勤3、非常勤10）
- 研究員7名

企業会計基準委員会（ASBJ）

- 委員14名（常勤4、非常勤10）
- 研究員21名

専門委員会

IFRSのエンドースメントに関する作業部会

FASF 事務局　13名
総務室 / 経理室 / 管理室/ 事務局長室/ 委員会事務

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

２　実務対応報告公開草案第70号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」について

目次

1. 開発の経緯

2. 範囲

3. 非化石価値取引の概要

4. 会計処理

5. 公開草案公表後の制度変更への対応
　－非化石価値のグループ内での融通

6. 開示、適用時期及び経過措置

【凡例】
温対法：「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

1. 開発の経緯（1/3）

開発の経緯

- 近年、多くの企業が脱炭素、低炭素化に向けた取組みを活発化
- 脱炭素、低炭素化の手法として、バーチャル電力購入契約（Virtual Power Purchase Agreement）（以下「バーチャルPPA」という）により非化石価値を取得する手法がみられる
- 環境意識の高まりとともにバーチャルPPAの利用が拡大することが見込まれることを背景として、**バーチャルPPAの会計上の取扱いを明確化**する要望が寄せられた
- 2025年3月に、実務対応報告公開草案第70号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」を公表
- 公開草案に対するコメントは2025年5月30日に締め切られ、12通のコメント・レター（団体9通、個人3通）が寄せられた。現在最終化に向け検討を行っている

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

1. 開発の経緯（2/3）

バーチャルPPAとは

再生可能電力の発電事業者から需要家へ、事前に合意した価格及び期間に基づき、**電力の取引を伴わずに非化石価値を移転する契約**を指すことが多い（明確な定義はない）

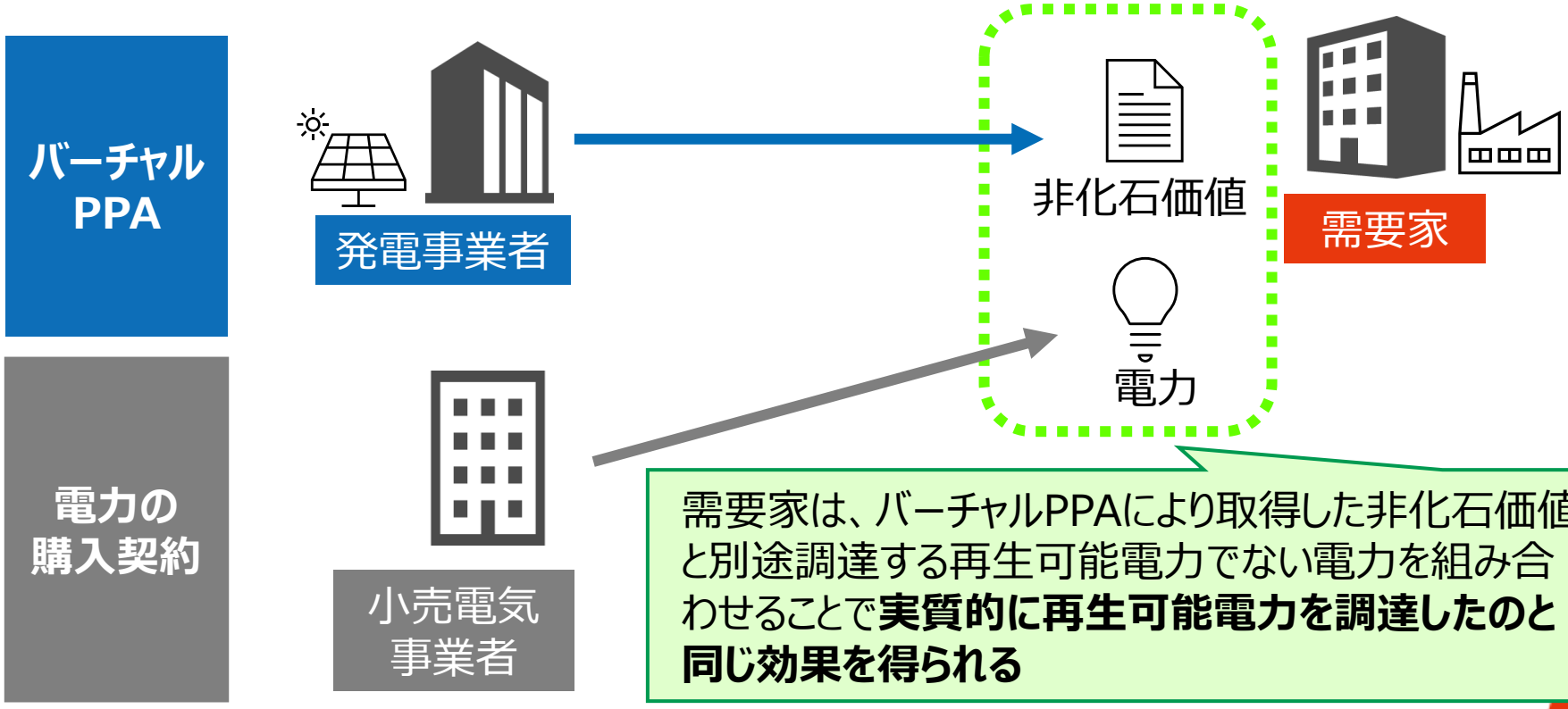

需要家は、バーチャルPPAにより取得した非化石価値と別途調達する再生可能電力でない電力を組み合わせることで**実質的に再生可能電力を調達したのと同じ効果を得られる**

（注）説明の便宜のため図は簡略化している

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

1. 開発の経緯（3/3）

非化石価値とは

「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則」（平成22年経済産業省令第43号）第4条第1項第2号に規定するエネルギー源の環境適合利用に由来する電気の**非化石電源としての価値**

実務対応報告では、取引される非化石価値が非化石電源としての価値のうち**再生可能エネルギー源に由来するもの**であることを明確化する方向で審議中

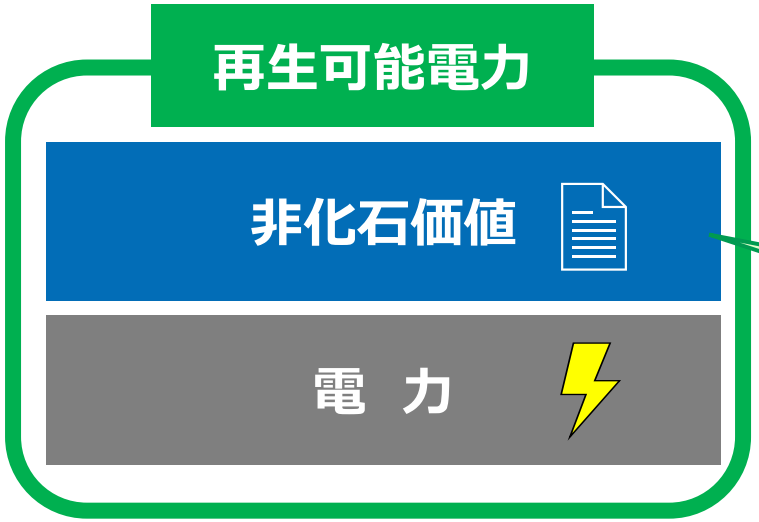

バーチャルPPAでは、非化石価値のみを発電事業者と需要家の間で取引する

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

2. 範囲（1/2）

適用する契約の範囲

- **現在我が国において行われているバーチャルPPAの一般的な取引形態**において需要家が取得する非化石価値の性質や取引条件等を基礎として整理

非化石価値取引において需要家による非化石価値の**転売が想定されておらず**、
発電事業者から需要家に**電力の取引を伴わず**に非化石価値を移転する契約のうち、
概ね次の特徴を有するもの

- 発電事業者と需要家の**相対の契約**

特定卸供給事業者（アグリゲーター）等
が関わる取引について審議中

- 需要家は、契約で指定された再生可能電力発電設備の**発電量に応じた量**の非化石価値を購入
- 需要家は非化石価値を買い取る義務を負う

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

2. 範囲（2/2）

対象者の範囲

需要家の取扱いを定める

需要家とは

前スライドの特徴を有する契約を締結する者のうち、非化石価値を**自己使用目的**で購入する者

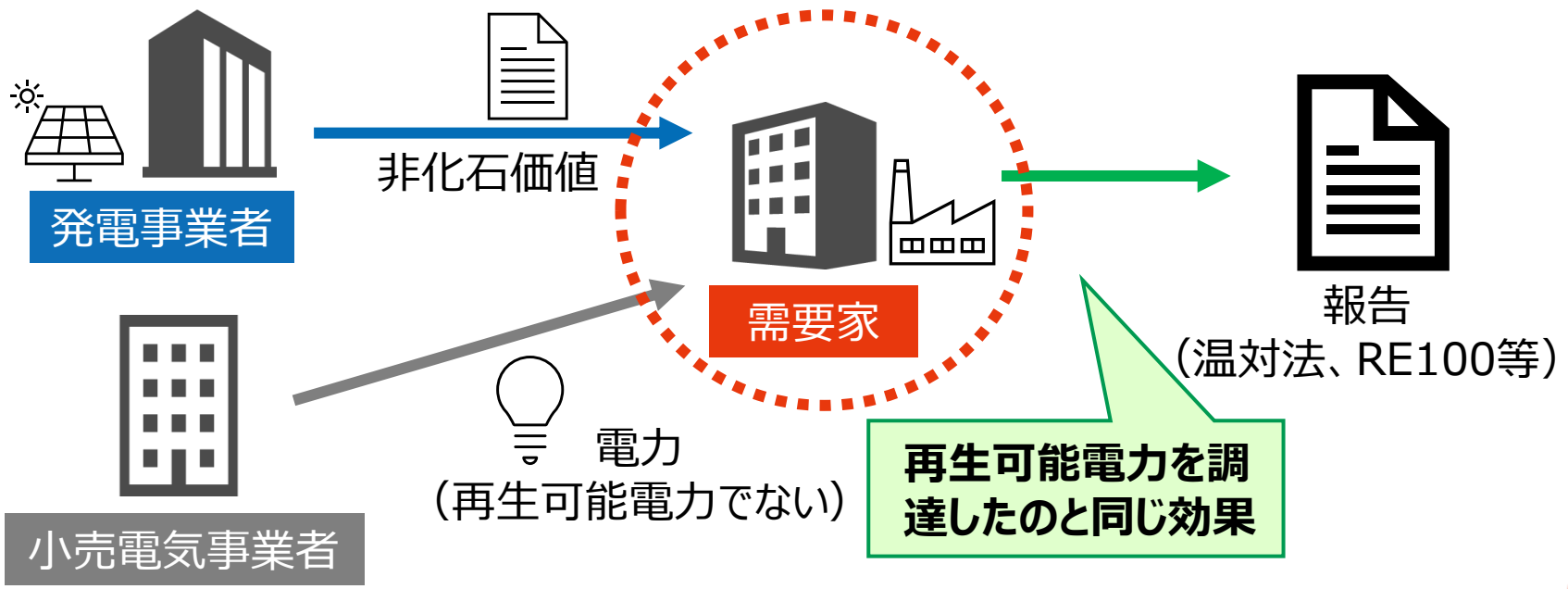

（注）説明の便宜のため図は簡略化している

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

3. 非化石価値取引の概要

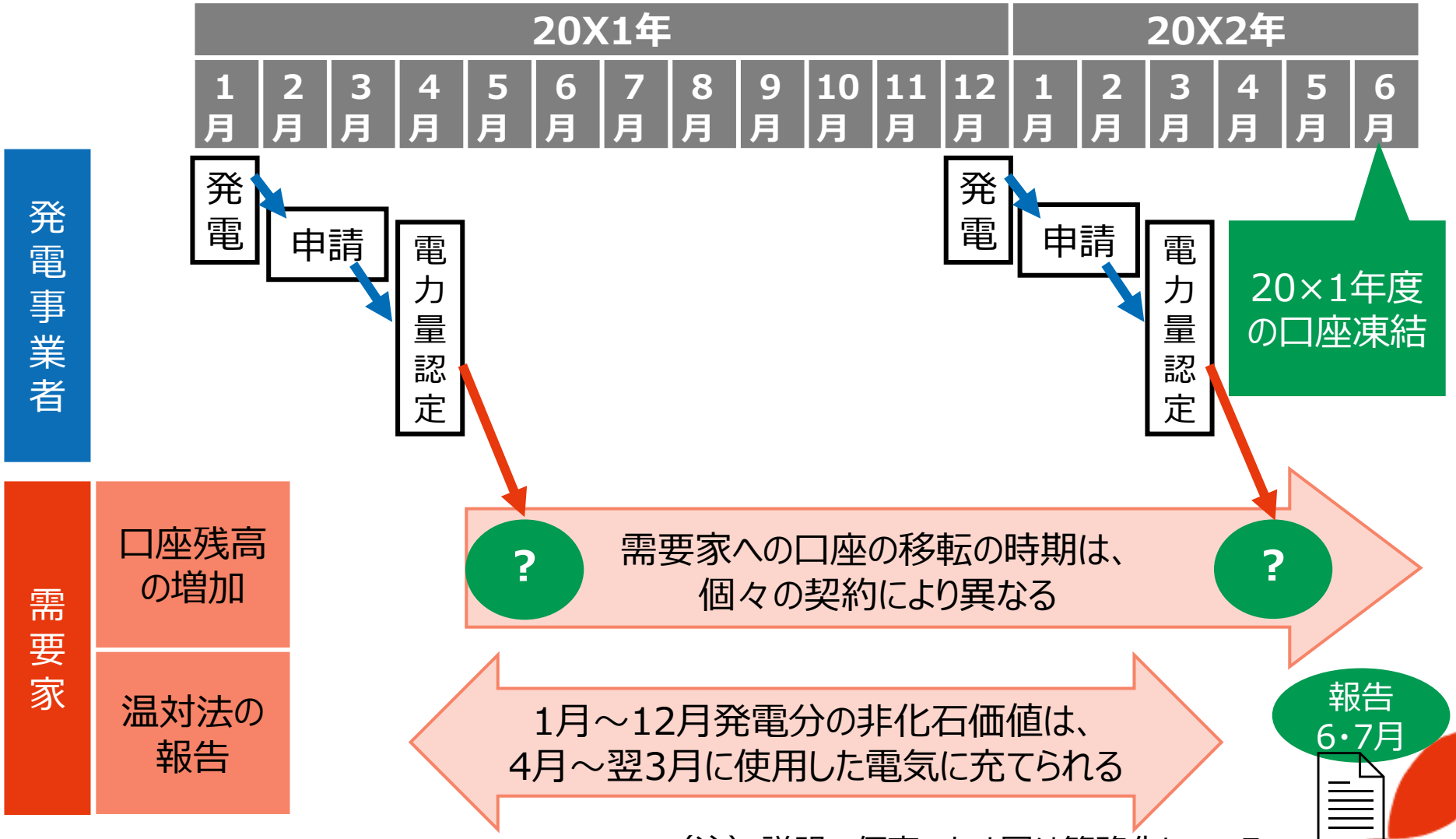

（注）説明の便宜のため図は簡略化している

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

4. 会計処理（1/2）

需要家の会計処理

- 発電により生じた非化石価値を受け取る権利について、**金額を合理的に見積ることが可能となった時点**で、以下の会計処理を行う
  - 非化石価値を受け取る権利を費用処理する
  - 対価の支払義務を負債に計上
- **遅くとも国による電力量の認定時点まで**に、費用処理を行う

信頼性をもって測定できる
に見直す方向で審議中

金額を**合理的に見積ることが可能となった**時点で会計処理を行う

（実務上過大な負担とならずに入手可能な情報を用いて合理的な見積りを行うことができるかどうかで判断）

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

4. 会計処理（2/2）

差金決済を行う場合の会計処理

差金決済とは

非化石価値の対価として、以下の金額を発電事業者と需要家との間で決済する方法

非化石価値の対価　＝
電力量 ×（**契約上の固定価格－卸電力市場で決定される電力価格**）

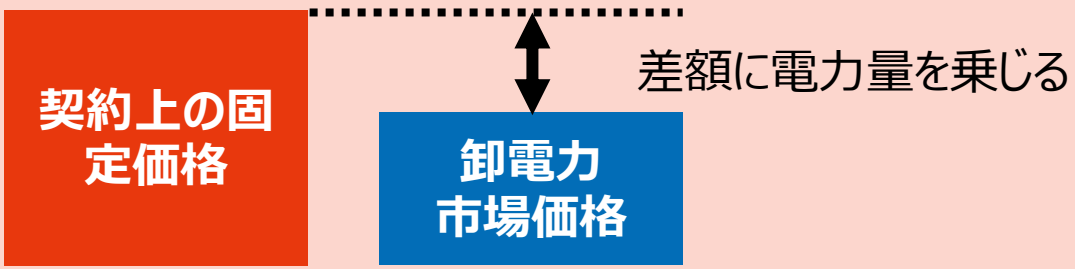

- 対価がマイナス（卸電力市場で決定される電力価格＞契約上の固定価格）となる場合、**費用から減額**

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

5. 公開草案公表後の制度変更への対応 －非化石価値のグループ内での融通

制度変更の概要

- 取得した非化石価値をグループ内の他社に融通したいとの要望に対応するため、2025年4月に制度変更が行われ、**親会社からその子会社又は関連会社へ**非化石価値の**融通を認める**例外的な取扱いが開始された
- 認められる融通先は次のとおり
  - 会社法上の子会社
  - 会社計算規則上の関連会社

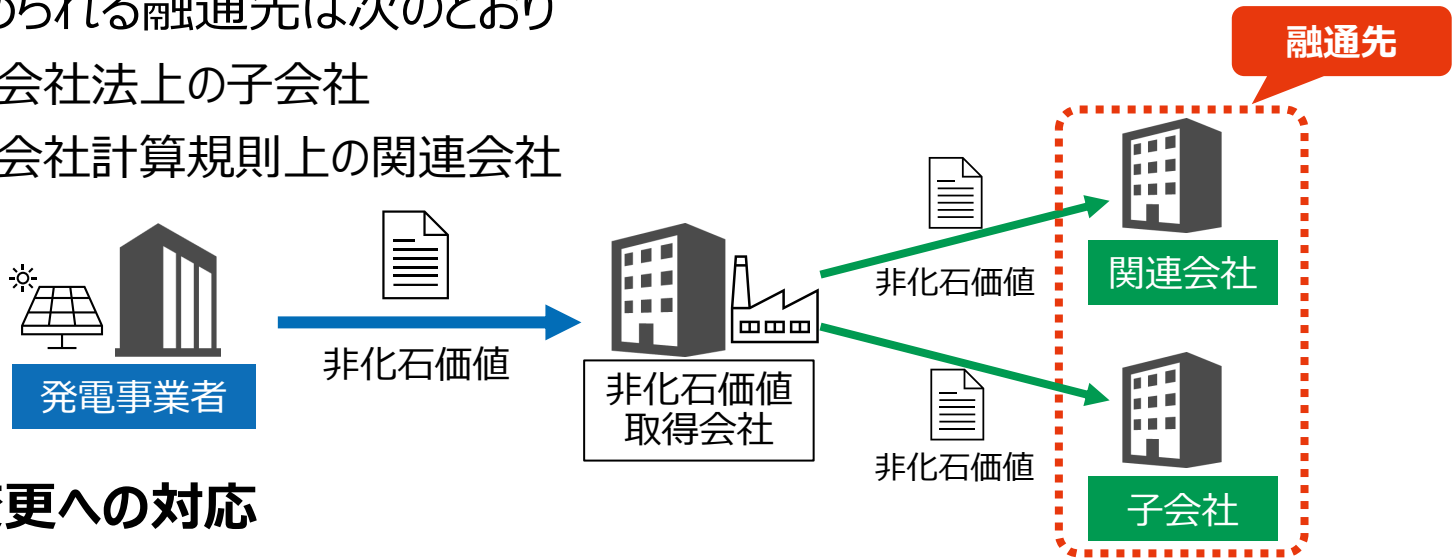

制度変更への対応

- 子会社又は関連会社へ融通する目的で非化石価値を購入する者（**親会社**）**を「需要家」として取り扱う**方向で審議中
- **子会社又は関連会社へ融通する取引**についての取扱いを審議中

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

6. 開示、適用時期及び経過措置

開示

- 特段の開示を求めない

適用時期

- 2026年4月1日以後最初に開始する連結会計年度・事業年度の期首からの適用を想定
- 公表日以後最初に開始する連結会計年度・事業年度の期首から早期適用を認める

経過措置

- 遡及適用を求めない
- 適用初年度の期首において非化石価値を受け取る権利を有しており、金額を合理的に見積ることができるものについては、当該金額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する

信頼性をもって測定できる
に見直す方向で審議中

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

ASBJ

ご静聴ありがとうございました。